

「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務に係る質問及び回答

番号	資料・項目	質問	回答
1	業務仕様書1等	御課における同種のプロポーザルは令和5年に「LPガス料金高騰対策事業支援金」事務局等業務について行われていますが、今回「特別高圧電力料金高騰対策支援金」「工業用LPガス料金高騰対策支援金」の事務局業務も一体となってプロポーザルが行われる意図を教えてください。	第1期及び第2期支援事業では、特別高圧電力料金高騰対策支援金及び工業用LPガス料金高騰対策支援金を三重県中小企業団体中央会による補助事業として実施しましたが、今回は三重県の直営事業として実施するため、3つの支援金の事務局等業務を一体として委託することとしました。
2	業務仕様書4等	支援金の対象となる事業者のリストはいただけますでしょうか。	第1期及び第2期支援事業において支援金の交付実績がある事業者については、契約締結後、本委託事業の実施に必要な範囲で、受託事業者に情報を提供します。
3	業務仕様書5(1) ア	総合責任者(プロジェクトリーダー)は他の委託業務との兼務について認めていただけますでしょうか。	総合責任者(プロジェクトリーダー)は、必ずしも本委託業務への専従を求めるものではありませんが、他の委託業務等と兼務する場合は、個人情報の保護を含め、本委託業務の遂行に支障がないようにしてください。なお、業務遂行能力については企画提案コンペにおける評価項目となります。
4	ウ・エ	事務局とコールセンターの人員について『それぞれ2人から5人程度配置』と記載がありますが、「LPガス料金高騰対策事業支援金」「特別高圧電力料金高騰対策支援金」「工業用LPガス料金高騰対策支援金」の各業務に対してそれぞれ2人から5人程度(すなわち最低2名×事務局とコールセンター2部門×3事業の12名)のスタッフを配置しなければなりませんでしょうか。	各支援金の事務局とコールセンターについて、それぞれ2人から5人程度の範囲で、過不足のない適正な人数を配置してください。なお、各業務間での兼任を妨げるものではありませんが、業務の遂行に支障がないようにしてください。なお、事務局等の人員に係る委託料の支払額については、人数、期間、日数、時間等の実績に応じて精算します。
5	エ	対応記録を残し追跡できれば、通話の録音は不要の認識でよいか。	お見込みのとおりです。
6	オ	『申請者向けの公募案内、各種申請・報告様式、FAQ等について更新を行った際には、メールマガジンを使用するなど、申請者に向けてすみやかに周知を行うよう努めること。』とありますが、メールマガジンの発信はLPガス協会等に依頼するのでしょうか、それとも各事業者のメールアドレス収集は受託者が行うのでしょうか。	メールマガジンに使用するメールアドレスについては、各支援金の交付申請書にご記入いただきますので、受託事業者においてメールマガジンを発信をしてください。なお、メールマガジンによる周知の他、申請者向けの専用ホームページでも周知を行ってください。
7	カ	支援金の周知について業界紙への広告掲載費用、行政機関の窓口でのポスター掲示の為の郵送費用も事業費に含めるのでしょうか。また、説明会会場について2期と同じ三重県庁講堂を想定していますが費用はいくらでしょうか。	業界紙への広告掲載やポスター送付など、事業の周知に必要な経費は事業費に含まれます。説明会の会場については、県庁講堂が使用できる場合は無料で使用可能ですが、日程の都合上、県庁講堂が使用できない場合は、委託者において会場を手配いただきますので、説明会の会場使用料も事業費に計上してください。なお、会場使用料は実際に支払った金額により精算します。
8	キ	「電子ファイルの場合は紙出力すること」について、紙出力する際に、紙媒体の申請書類とフォーマットを統一する必要がありますでしょうか。	電子ファイルを紙出力する場合は、紙媒体の申請書類と統一したフォーマットを使用してください。
9	キ	「紙媒体の場合は電子化し」について、紙書類の原本はPDFファイルでの保存が必要でしょうか。	業務仕様書4ページの「キ」に記載のとおりです。
10	ク等	LPガス料金高騰対策支援金、特別高圧電力料金高騰対策支援金、工業用LPガス料金高騰対策支援金において、事業者が申請に必要な項目内容、項目数はそれぞれの支援金で大きく異なりますでしょうか。	支援金の内容が異なるため、申請書の内容や添付書類の全てが同じというわけではありませんが、項目数については概ね同程度となる予定です。
11	コ	概算払について、過去2期のLPガス料金高騰対策支援事業における概算払いの件数、又は申請件数に対する割合について教えてください。	第1期においては、372件の申請中、79件の概算払いを実施しました。第2期においては、372件の申請中、86件の概算払いを実施しました。
12	サ	『三重県が指定する方法にて、納品後、値引きの事実を確認すること。』とありますが、具体的にどの様な方法を予定されているかお答えいただけますでしょうか。	ガス販売事業者による値引きの実績報告に基づき、無作為に抽出した契約者について、検針票や請求書等を提出させることにより、値引きの事実を確認することを想定しています。
13	ス	是正対応の工数計算をするにあたって、過去の同事業における各書類の不備率を教えてください。また、全ての不備は申請者自身で修正して再申請をしてもらう必要がありますでしょうか。或いは事務局から申請者にヒアリングでの修正は可能でしょうか。	第1期及び第2期支援事業においては、誤字・脱字等のごく軽微なものを含めれば、半数程度の不備がありました。不備の補正については、事務局がヒアリングにより対応可能な場合もあると考えますが、その場合、後日トラブルとならないよう、補正内容について申請者の確認を取るとともに、必ず記録を残すようにしてください。
14	セ	ドメインは各案件(LPガス/特別高圧電力/工業用LPガス)毎に準備する必要があるか、もしくは、1つのドメイン内でページを分ければ問題ないか。	1つのドメイン内にて、支援金ごとにページを作成いただいて結構です。
15	セ	事業で使用する「専用ホームページ」「電話番号」「メールアドレス」は「LPガス料金高騰対策事業支援金」「特別高圧電力料金高騰対策支援金」「工業用LPガス料金高騰対策支援金」の各業務に対してそれぞれ用意する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、三重県との業務連絡に用いる電話番号及びメールアドレスは別途ご用意ください。
16	業務仕様書8	委託料について「運営管理費」の計上、請求は認められるのでしょうか。また実経費の算出について、エビデンスとして提出を求められる資料はどのようなものか教えてください。	運営管理費についても事業費として計上いただいて結構です。実経費の算出にあたっては、委託業務報告書及び資金支出実績報告書の内容に加えて、勤怠管理表や請求書等の証拠書類により、確認を行うことを想定しています。